

令和5年度社会福祉法人桑折町社会福祉協議会事業計画 —共に支え合う地域づくりを目指して—

I. 事業運営の基本方針

1) 法改正による社会貢献と地域課題

平成29年4月の社会福祉法の改正に伴い、桑折町社会福祉協議会の定款が改正され、新定款に基づいて事業実施等を進めており、その中で社会福祉法人の役割として積極的に地域社会に、貢献していかなければならないとされております。

現在、地域社会においては、少子高齢化の進行や人口減少、また核家族や都市化に伴い、家族・地域のつながりの希薄化、社会的孤立、個人、世帯が複数の生活上の課題を抱え、複合的複雑なケースが増えてきており、福祉課題への対応が急務となっております。

本町においても、子育て支援や若者定住対策、さらには令和5年1月1日現在、高齢化率37.7%の実情に鑑み、認知症や高齢者世帯への対策が重要課題となっております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による社協事業及び、介護保険事業が制限される中、国の方針で新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に移行されても、ウイルスの感染力や高齢者の重症化リスクが低くなるわけではなく、徹底した感染予防対策をしながら事業展開を考えていかなければなりません。

2) 更なる福祉活動の展開

昨年3月16日午後11時36分に、福島県沖・深さ60kmの地点で、マグニチュード7.4の地震が発生し、震源地に近い福島県・宮城県では最大震度6強を観測しました。桑折町では、東日本大震災を思い起こす震度6弱の揺れが襲い、町内では大きな縦揺れの中、大規模な停電が発生し、外灯や信号も消え、暗闇の中、地響きと物が倒れる音が響き渡りました。伊達崎橋、伊達橋、大正橋、昭和大橋が損傷により通行止めになるほか、屋根瓦や壁、ブロック塀が崩れ落ちたり、道路に亀裂ができ、断水被害もありました。

当社会福祉協議会では、町の要請により被災された町民の生活環境の回復を支援するために、翌日の17日に町災害ボランティアセンターを開設しました。災害ボランティアセンターでは、5月13日まで受付をして、屋根の応急措置82件、災害ごみの撤去36件、母屋の室内片付け16件、合計134件を処理しました。ボランティア参加者は、災害ボランティア「愛・知・人」が延べ611名、一般ボランティアが延べ284名、合計895名ですが、県社会福祉協議会のご支援のもと、連合福島23名、青年会議所35名の皆様にご支援をいただき、また、南郷町内会の皆さんや町職員労働組合の皆様にもボランティアとして参加いただきました。

しかしながら、地元ボランティア参加が少なかったという課題が浮彫となり、防災だけでなく、被災地となった際、復旧に向けての地域の団結力を図るため、継続した災害講座を開催してまいります。

また、町、当社会福祉協議会、災害ボランティア「愛・知・人」(代表：赤池博美)は、昨年4月21日に「災害時におけるボランティア活動に関する協定」を締結しましたので、三者が協力して、災害が発生した場合は、一日でも早い復旧に向け対応してまいります。

一昨年に引き続き、新型コロナウイルスが世界中で蔓延している中、当社会福祉協議会の介護施設において、職員や利用者が新型コロナウイルス感染症を発症し、保健所の指導の下で、やすらぎ園デイサービスともんもの営業を一時休止いたしました。利用者の皆様

に大変なご心配とご迷惑をおかけいたしました。現在は、平常の営業に戻っております。引き続き徹底した感染予防対策に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染拡大によって休業、失業などにより収入が減少した方に対し、当座の生活費としての緊急小口資金の特例貸付（33件、6,500,000円）や、生活再建までの生活費として、総合支援資金の特例貸付（54件、28,250,000円）の申請書の受付の窓口対応をしてきました。

次に、高齢者世帯や日中一人暮らしの方が増加する中で、助け合いのための居場所づくりが大切であり、介護予防、認知症予防、健康づくりのため、地域でのサロン活動が有効とされています。

しかし、コロナ禍により、サロンの開催が制限される中においても、指導者の高齢化に伴う若手指導者を、育成することが必要であります。

そのため、サロン活動の中で、地域の支え合い事業が実施できるよう町と連携し、令和4年度から、町助成金3万円を上乗せ支給して支援してきました。

更には、介護保険による生活援助利用の制限や一人暮らしの高齢者が増加しているため、地域支え合い事業（ゴミ出し、清掃、買物、調理、洗濯等）への対応が求められておりますので、社協としては、町からの助成・支援を受け、連携を図り有償助け合いサービス事業（有償ボランティア）の確立をより一層図っていく必要があります。

全国的に増加している「子ども食堂」については、令和元年7月より、町内社会福祉法人5事業所のご協力のもと実施しておりましたが、新型コロナウイルス感染症予防対策のため一時休止した時期もありましたが、子どもの孤食をなくし、地域の子ども及び高齢者が世代間交流を通じて、安心安全な地域づくりをコロナ禍でも可能な限り再開することになり、社会的状況を見ながら、子ども食堂の本来の事業目的である「居場所」づくりとしての食事する形態へ徐々に戻してまいります。

本年度の事業運営については、これらの課題に的確に対応するために、これまで取り組んできた地域の福祉力を高める事業の充実と体制の整備を図り、町民による地域福祉活動や生活支援の強化に努める必要があります。

3) 介護サービス事業所サービスの質の向上に向けて

本会が実施する介護サービス事業については、ここ近年、事業所等新規開設の増加に伴う利用者数の減少や、新型コロナウイルス感染拡大により、利用控え等で経営が厳しくなってきております。

昨年度より、本会通所介護サービス事業所では、科学的介護情報システム（L I F E）への提出を行い、今後フィードバックされる情報を活用し、サービスの質の向上を図ってまいります。また、I C T化を図り、介護記録等の効率化、介護看護職員等の仕事の軽減化を実施してまいります。

以上の状況を踏まえ、令和5年度事業運営に当たっては、

- 一 支えあい社会構築のため、社協の果たすべき役割の、住民に寄り添った地域福祉事業をさらに推進します。
- 二 住民ニーズにこたえる効果的かつ効率的な介護事業及び町が進める介護予防・日常生活支援総合事業の推進に協力し、有償助け合いセンター（有償ボランティアセンター）の充実を図ります。
- 三 経営基盤の安定のため、更なる財源の確保に努めるとともに、人材育成体系の整備を進め、職場環境の改善をして人材確保を図っていきます。

四 介護サービス事業所のサービスの質の向上、介護事業運営の更なる充実を図ります。

を基本方針とし、世代を越えた支え合いなど、地域全体が連帯する活力ある共生社会の構築に努め、社協の使命である「誰でもが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を推進します。

II. 事業実施目標

1. 理事会・評議員会の開催

平成29年4月の社会福祉法の改正による定款の改正に伴い、理事7人、監事2人、評議員10人の体制で定期的開催し、町民のニーズに即した地域福祉事業を展開するとともに、介護保険事業・介護予防事業の健全な運営に、役職員一体となって取り組みます。

2. 組織運営の整備

① 組織運営の検討

地域の福祉ニーズに応えられるよう組織及び事業内容の検証や見直しを行い、効果的で効率的な事業の推進に努めるとともに、組織運営体制の整備に努めます。

② 人材養成体系の整備

介護サービス事業の質の向上を図るため、職場環境の整備や職員研修の充実と職員の資質向上を図り、利用者から安心し、信頼される事業の運営に努めます。

3. 地域福祉事業の実施

① 地域福祉事業の推進

- 1) 地域福祉の推進のため、民生委員等関係機関団体との調整を図り、福祉活動の支援を行います。
- 2) 寝たきり高齢者等の介護者に対する支援を行います
ア) 家族介護者交流事業の実施（地域包括支援センター）
イ) 激励・支援事業の実施
- 3) 福祉団体等の活動促進のため福祉バスを運行します。

② ボランティア活動の推進

- 1) 住民参加の事業を展開できるように、行政と協力し合い、ボランティアの発掘・育成を図ります。
- 2) 個人及び団体の登録ボランティア相互の連携と連絡調整を図り、ボランティア活動の活性化を図ります。
- 3) 生活支援・介護予防サービスへのボランティアの育成を図ります。
- 4) ボランティアセンター広報誌「陽だまり」を毎月発行し、ボランティアの募集、ニーズの発掘及びボランティアについての啓発を図ります。
- 5) 町内小中学校と連携し「サマーショートボランティアスクール」を通じて福祉教育、ボランティア体験を支援します。また、「桑折町地域学校協働本部」と連携し、学校にて福祉の出前教育を実施して行きます。
- 6) 住民同士の支え合い事業が求められておりますので、令和2年度に設置した「有償助け合いセンター」にて活動者の募集・登録と利用者を募集したなかで、利用者との間を取り持つコーディネートを図っていきます。
- 7) ボランティア活動中の事故に備え、ボランティア活動保険への加入を促進します。

③ 高齢者福祉事業の推進

- 1) 老人クラブ活動の育成支援を行います。
- 2) ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯及び寝たきり高齢者に、共同募金の配分金等を活用し、援助、支援を行います。
 - ア) ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯を対象にした事業
 - a) シニアいきいきの集いを実施
 - b) 一人暮らし高齢者及び高齢者世帯支援事業を実施
 - c) 除雪することが困難な世帯に対しての除雪事業の実施
 - イ) 寝たきり高齢者を対象にした事業
 - a) 日常生活用品引換券給付事業を実施
- 3) デイサービスが必要とされる方に対し、地域包括支援センターにおいて、チェックリストを実施した方のうち、事業対象者または要支援認定を受けた方には、やすらぎ園デイ（もんも）や大かや園での通所介護サービスを提供していきます。

④ 障がい(児)者福祉事業の推進

- 1) ふれあいサービス事業を実施して、レクリエーション活動を通して参加者同士の交流を図ります。
- 2) 障がい者の団体に対し、活動の推進のための経費の助成を行います。

⑤ 幼児・児童福祉事業の推進

- 1) 準要保護世帯への支援事業を実施します。
- 2) 保育を要する児童のための活動を支援します。
- 3) 乳幼児を持つ母親の相互連携や情報交換のための活動を支援します。
- 4) 児童遊び場を管理点検し、町民の要望に応じて老朽化や活用のない遊び場は撤去の方向で進めます。
- 5) 「子ども食堂」については、月1回第3木曜日に、町内社会福祉法人や関係団体の協力を得ながら実施してまいります。

⑥ 低所得世帯の援護

- 1) 生活援助資金及び生活福祉資金の周知及び適正な運用を図ります。
- 2) 生活困窮者に対し義援金を配分します。
- 3) 生活困窮者自立支援制度について、町及び民生委員と協力し対応していきます。
- 4) フードバンク事業を企業等と連携し、実施してまいります。

⑦ 福祉活動等の支援

- 1) 町内で活動する福祉団体等の活動を支援します。
- 2) ふれあいいいききサロンの育成と活動を支援し、活動費の一部を助成します。
 - ア) サロンの新規開設を促進するための指導援助、コーディネートを推進します。
 - イ) サロンの後継者育成と介護予防、健康志向の事業にも取り組みます。
 - ウ) ふれあいいいききサロンにおける講師派遣及び「うぶかの郷」・お弁当配布事業を利用した事業を助成します。
 - エ) 子育てサロンに対し、活動の推進のため配分金を交付します。
 - オ) ふれあい館の維持管理・利活用と運営を支援します。

⑧ 社会福祉事業の周知

- 1) 広報紙「社協だより」を年4回発行し、社協事業の町民への周知と紙面の充実を図ります。

- 2) ホームページと Facebook を活用し、随時更新して情報公開に努めます。
- 3) 地域福祉向上のための、啓発事業としての講演会等を実施します。
- 4) 社協事業の公開のため、決算計算関係書類及び財産目録等を閲覧できるよう事務所に備えおきます。

⑨ 苦情処理の対応

福祉事業に対する苦情、要望などを受け付け対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び委員（5名）を設置し、早急な苦情解決を図ります。また客観的な立場で解決を図るために第三者委員（3名）を配置します。

⑩ 権利擁護事業

- 1) 判断力の不十分な方に対し、福島県社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の利用を推進します。
- 2) 町長申し立てにより被後見人・被保佐人・被補助人の審判を受けた町民のうち、後見人・保佐人・補助人となり得る親族等がない町民に対し、本会が法人後見人として後見業務を行います。

4 災害対策事業

① 災害発生時の対応

災害が発生したときは、日本赤十字社桑折町分区及び関係機関と連携して対応していくとともに、町と協議して必要に応じ災害ボランティアセンターを設置して行きます。町の要請により、福祉避難所がやすらぎ園に設置された場合は、社協職員と健康福祉課職員で速やかに対応し、長期にわたる場合は、赤十字奉仕団、ボランティア等の協力を得ながら対応を図っていきます。

② 災害講座の開催

災害が発生した際、被災者へのきめ細かな支援や被災地の迅速な復旧復興を図る上で、町民による自発的なボランティア活動の役割が重要視されていますので、多くの町民の皆様に災害時の支援活動に主体的に参加協力していただけるよう、防災・減災や災害ボランティアに関する基礎を学ぶため、災害講座を開催します。

5 地域包括支援センターの運営

町から運営を受託し、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、町の介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の取り組みを推進します。また、地域ネットワーク会議、個別ケア会議を開催し、介護事業所や各機関との情報交換や勉強会、地域課題の抽出を行います。

① 総合相談支援業務の実施

- 1) 高齢者の不安・介護・健康・生活・福祉に関する相談を受け付けます。
- 2) 介護保険や介護サービス利用についての説明や要介護認定申請を代行します。

② 介護予防事業の実施

- 1) チェックリストを実施し、該当する方及び要支援認定を受けている方に対し介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメントを支援します。
- 2) 介護予防計画の原案を作成します。
- 3) 町の介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の推進に協力し、地域の多様な主体を利用して高齢者を支援します。

- 4) 介護予防いきいき百歳体操を推進します。
- 5) 出前講座（サロン等）を実施します。

③ 認知症に対応する事業

- 1) 個別相談を実施します。
- 2) 認知症カフェの運営を図ります。
- 3) 認知症サポーター養成講座を実施します。
- 4) その他、認知症に関する事業を実施します。

④ 虐待の防止及び早期発見、その他権利擁護のために必要な事業の実施

- 1) 民生委員、人権擁護委員等との情報共有と連携を図り、家庭内虐待や介護放棄の防止と人権の保護に努めます。
- 2) 日常生活自立支援事業（あんしんサポート）、後見人制度等の周知啓発活動を推進します。
- 3) 関係機関と連携を図りながら消費者被害の相談、被害予防の啓発にあたります。

⑤ 家族介護者交流事業（町受託事業）

家族介護者相互の交流を通し、心身ともにリフレッシュ化を図ります。

6 介護保険事業

- 一 経営基盤の安定化を図るため、各事業において利用率の向上と業務の効率化に努めます。
- 二 利用者の人権を尊重し、満足度の高い介護サービスの提供に努めます。
- 三 職員の資質と介護レベルの向上を図り、利用者の介護の充実に努めます。
- 四 利用者及び各種加算等の増を図り、介護保険事業の経営改善に努めていくとともに、人材確保のため職員の処遇の改善を図っていきます。
- 五 新型コロナウイルス等の感染症予防対策を実施し、職員・利用者とも感染しないよう努めます。

① 居宅介護サービスの提供

1) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

入浴をはじめとする身体の保清、排泄、食事の介助その他生活全般にわたる援助を行ってまいりましたが、職員退職により、事業所開設人員基準である常勤換算2.5以上の訪問介護員が確保できないことから、令和5年度から一時休止といたします。

2) 通所介護（デイサービス）

2カ所（やすらぎ園、大かや園）の指定通所介護事業所を利用者の状況に応じて、入浴・排泄・食事等の介助、レクリエーションを通しての機能回復を図り、土曜日、祝祭日を含めた週6日対応で行います。また、やすらぎ園、大かや園デイサービス共に、個別機能訓練を実施することによる身体機能の回復・生活全般にわたる援助を進めております。大かや園デイサービスセンターについては、地域密着型のため地域との連携を図っていくよう年2回運営推進会議を開催していきます。

また、やすらぎデイもんもでは、リハビリ特化型・半日デイサービスとして、介護予防とパワーリハビリをセットに、理学療法士の常勤職員を配置して月曜日から土曜日までの6日間、営業を実施していきます。

② 居宅介護の支援（ケアプランの作成）

- ア) 高齢者の実態を把握し、適切な情報を提供して居宅サービス計画の原案を作成します。
- イ) 病院、地域包括支援センター、サービス事業所等との情報の共有を図り、より良い

サービスの提供に向け連携を密にしていきます。

ウ) 必要に応じ、地域包括支援センターから委託を受けて、利用者の自立を支援する介護予防計画の原案を作成します。

エ) 災害公営住宅・復興住宅に入居している方の高齢化に伴う、要介護者のケアプランの作成に関わっていきます。

③ 総合事業サービスの提供

町が実施する要支援者の方と事業対象者への介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の提供に協力していきます。

1) 介護予防・日常生活支援総合事業

2カ所（やすらぎ園、大かや園）の指定通所介護事業所において、要支援者の方と事業対象者に対し町の指定を受け介護給付の利用者と同様に予防給付の対象者の状況に応じて、土曜日、祝祭日を含めた週6日対応で行います。また、個別機能訓練の対応も進めております。

大かや園デイサービスセンターについては、地域密着型のため、地域との連携を図っていくよう年2回運営推進会議を開催していきます。

また、やすらぎデイもんもでは、リハビリ特化型・半日デイサービスとして、介護予防とパワーリハビリをセットに、理学療法士の常勤職員を配置して月曜日から土曜日までの6日間、営業を実施していきます。

2) 地域支え合い事業

今、現在、介護保険サービスだけでなく、地域において住民同士の支え合いが重要となっております。そのため、地域で支え合う仕組みづくり勉強会や生活支援体制整備事業の中の協議体「せっかくどうも会」を開催し、地区等を単位とした助け合いを進めていく方針で、町民と一緒に社協職員も参加し、地域助け合いの輪が広がるよう活動をしてまいります。

また、社会福祉協議会としては、町と協力して有償助け合いサービスセンター設置及び事業実施要綱に基づき、町全体としての有償助け合いサービス事業の推進を図っています。

④ より良いサービスを提供するための改善事業

1) 町内社会福祉法人や各介護施設・事業所との連携による地域福祉介護の充実を図る定期的な代表者連絡会議を開催し、社会福祉法人としての社会貢献事業及び町の介護福祉の向上のための協議を進めていきます。

2) 利用者の意見・要望聴取のためのアンケート調査を実施します。

3) 利用者に喜んでもらえるよう、誕生月に花等のプレゼントを実施します。

7 社会福祉協議会の自主財源確保による地域福祉事業の推進と社会貢献事業

全国的に社会福祉協議会の介護事業が、報酬切り下げ等により厳しい経営が続いています。そのため、社会福祉協議会の新たなサービス事業の展開し、自主財源の確保に努め、住民に寄り添った地域福祉活動を進めます。

特定財源のご遺志基金を活用して、介護予防マシンの導入した「もんも」において、介護保険事業リハビリ特化型・半日デイサービスとして運営していくことにより、町民の介護予防を図り健康寿命の延伸に努めております。

毎週日曜日は、「元気シニアクラブ」として、おおむね55歳以上の桑折町民の交流の場とし、健康維持増進等のため予約制にて開放しております。利用している皆様より利用ご

とに、町の共同募金にご協力いただき、県共同募金委員会に送金し、募金の中から多くの配分を受け、町民の福祉向上のための事業に役立てております。

また、「子ども食堂」の設置・運営については、令和元年7月より（月1回）社会福祉協議会が主体となり、町内社会福祉法人（5法人）により、人員・運営費の負担をいただき社会福祉法人の社会貢献事業として実施しております。その他町食生活改善推進員、赤十字奉仕団、民生委員協議会、一般ボランティアの皆様よりの協力や農家の方からの米や野菜の寄付と一般町民の方により寄付により、成り立っております。子ども食堂利用者には、「元気シニアクラブ」同様に町の共同募金にご協力いただき、募金の中から配分を受け町民の福祉向上のための事業に役立てております。

8 地域福祉活動計画

桑折町が令和2年3月に策定した「桑折町地域福祉計画」の策定を受け、令和3年12月に「桑折町地域福祉活動計画」を策定しました。この計画は「桑折町地域福祉計画」の計画期間に合わせ、令和4年度から令和6年度までの3か年の計画で、地域住民やボランティア団体等と協力しながら、具体的な地域福祉活動を推進するための活動行動計画として、町の地域福祉推進のため各事業を進めていきます。

9 社会福祉充実計画

毎年度決算において、社会福祉充実残額が発生した場合の用途については、社会福祉事業として職員給与等の待遇改善、一時金の支給及び新規事業開設に伴う人材の雇用並びに施設・設備の整備に充当する方針ですが、社会福祉事業の用に供している土地・建物を所有していない当社協においては、社会福祉充実残額は生じておらず、従いまして現時点で社会福祉充実計画は策定しておりません。